

2024 年度
医学物理士更新認定
申請要項

申請期間

2025 年 1 月 6 日（月）～ 2025 年 1 月 17 日（金）必着

一般財団法人 医学物理士認定機構 事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5

e-mail: jbmp-post@as.bunken.co.jp

医学物理士認定機構

1 更新認定対象者

更新の対象者は、2025年3月31日に認定期間を満了し、日本医学放射線学会または日本医学物理学会の正会員で、以下のいずれかに該当する者です。ご自身の認定期限は医学物理士名簿 (<https://www.jbmp.org/certification/list/>) でご確認ください。

以下、医学物理士認定制度規程を「規程」、同施行細則を「細則」と記述します。

- **5年毎の更新**（規程第13条、細則第6条）
過去5年間で60単位以上の業績評価点が必要です。
- **2年間の条件付き認定を受けた者**（細則第10条）
前回の不足分に24単位以上を加算した業績評価点が必要です。
- **有効期限を延長した者**（細則第7条）
業務を継続できなかった期間を除く5年間について60単位以上の業績評価点が必要です。

業績評価点は、細則に基づいて評価されます。

特に、カテゴリーⅡについては1単位以上を必須とするのでご注意ください。

2 業績評価対象期間

- **5年毎の更新**： 2020年4月1日から2025年3月31日まで
 - **2年間の条件付き認定後の更新で、**
 - ・過去7年間について申請する場合： 2018年4月1日から2025年3月31日まで
 - ・過去2年間について申請する場合： 2023年4月1日から2025年3月31日まで
- 1) 条件付き認定の方は、「**医学物理士条件付き更新認定通知**」の写しを同封してください。
 - 2) 過去7年間について申請する方は、84単位以上の業績評価点が必要です。
 - 3) 過去2年間について申請する方は、前回の更新審査時の「**医学物理士条件付き更新認定通知**」に不足単位が記載されている方のみが対象になります。

3 申請方法（郵送受付のみ）

「インターネット申請」で書類を作成し、ダウンロードして片面印刷してください。

角形 2 号封筒（横 24 cm×縦 33 cm、折らずに A4 用紙が入るもの）に書類を同封し、表（おもと）に「インターネット申請」で印刷した宛名ラベルを糊で貼付けてください。

書類は必ず簡易書留で郵送してください。簡易書留としない場合の事故については、一切責任を負いません。郵便事情による遅配もありますので、余裕をもって申請してください。

申請期間： 2025 年 1 月 6 日（月）～ 2025 年 1 月 17 日（金）必着

宛 先： 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5
医学物理士認定機構事務局

4 認定審査料

認定審査料は、郵便局・ゆうちょ銀行に備え付けの払込取扱票（青色）を使用し、個人名義にて納付してください。郵便局・ゆうちょ銀行の ATM（現金自動預払機）でも納付できます。送金手数料は自己負担になります。インターネットバンキングを含む他の方法での納付はできませんのでご注意ください。

認定審査料： 26,000円

納付先口座名： 一般財団法人 医学物理士認定機構

口座番号： 00170-2-607301

郵便局・ゆうちょ銀行の窓口または ATM から受け取る受領証のコピーを申請書（様式 1）の所定の欄に貼り付けて提出してください。申請書類を受理した後の認定審査料は返還できません。

認定審査料は審査のための料金として申し受けるものです。申請書類を受理した後の認定審査料は返還できません。

5 認定申請書類等

認定申請には次の書類が必要です。

宛名ラベルの「内容物のチェック」で最終確認をしてください。

申請書類等	摘 要	
①更新認定申請書	インターネット申請システムで 様式 1 を作成し、ダウンロードして印刷してください。（片面印刷）	
② 認定審査料 (26,000 円) 振替払込証のコピー	郵便局・ゆうちょ銀行の窓口または ATM から受け取る 振替払込請求書兼受領証のコピー を様式 1 の所定の欄に貼って提出してください。	
③ 業績単位申告表	インターネット申請画面上にて 様式 4 から様式 7 に必要事項を入力して印刷し、提出してください。（片面印刷） 申請するカテゴリー毎に、以下の書類を必ず同封してください。	
	カテゴリー 0	臨床研修報告書および臨床研修責任者の証明書 (様式 10)
	カテゴリー I	業務実績報告書および所属長の証明書 (様式 11)
	カテゴリー II	出席証明書のコピー（記名必須） 講師の場合は、講習会名と講師氏名が確認できるプログラム等のコピー
	カテゴリー III (1)	出席証明書のコピー（記名必須） 演者の場合は、学会名と演者氏名が確認できるプログラム、抄録等のコピー
	カテゴリー III (2)	掲載された雑誌名、論文名、著者、掲載ページなどが確認できるコピーまたは別刷
④ 本籍地および氏名を証する書類	医学物理士籍の氏名等を訂正する方のみ必要です。 住民票の写し （本籍あり、マイナンバーなし、発行 6 ヶ月以内）を提出してください。氏名に変更がある場合は、新旧の氏名が確認できる戸籍抄（謄）本または戸籍個人事項証明書を提出してください。	
⑤ 医学物理士籍(名簿)訂正申請書	医学物理士籍の氏名等を訂正する方のみ必要です。 インターネット申請により作成される 医学物理士籍(名簿)訂正申請書 に必要事項を記入して提出してください。	

⑥通知の写し	<p>条件付き認定後、または有効期限の延長後の更新に必要です。</p> <p>条件付き認定後に更新する方は、医学物理士条件付き更新認定通知の写しを提出してください。</p> <p>有効期限を延長した方は、医学物理士延長申請審査通知の写しを提出してください。</p>
--------	--

6 審査結果の通知

認定審査の合否にかかわらず申請者には審査結果が通知されます。また、更新認定審査に合格された場合、氏名がホームページに掲載されます。

7 認定証の交付

更新認定審査で認定された者には、下記の有効期間の医学物理士認定証が交付されます。ただし、更新認定に条件が付された場合にはこの限りではありません。交付される認定証でご確認ください。

有効期間：2025年4月1日から2030年3月31日まで

8 申請上の注意事項

- 1) 様式はそれぞれ片面で印刷してください。
- 2) インターネット申請で作成される「内容物のチェック」で提出書類を確認してください。
- 3) 郵送後に書類の変更はできません。ただし、住所、氏名、電話番号に変更があった場合には医学物理士認定機構事務局へ連絡してください。
- 4) 指定がない場合、年月日は西暦で記載してください。
- 5) 一度受理した申請書類および認定審査料は、理由の如何にかかわらず返還しません。なお、提出された書類は審査終了後に、公文書処理手順に従って処理致します。ただし、「本籍地および氏名を証する書類」は事務局で確認したのちに郵送にて返却します。
出席証明書、領収書等はコピーによる申請を認めます。原本を提出頂いても、返却致しませんのでご注意ください。

- 6) 出席証明書に記名が無い場合は単位として認められませんので注意してください。
- 7) 認定審査後、2ヶ月が経過しても送付されない場合は、医学物理士認定機構事務局へお問合せください。
- 8) 申請書類に虚偽の記載がある場合は、認定を取り消すことがあります。

9 認定の有効期限の延長について

止むを得ない理由で認定の有効期限の延長を希望する場合は、医学物理士認定機構に申請する必要があります。(細則第7条)

その場合、**様式9**とそれを証明する書類を同封し、医学物理士認定機構事務局宛てに簡易書留で郵送してください。

認定の有効期限延長の申請には、認定審査料は必要ありません。

10 個人情報の取扱について

認定申請の際にお知らせいただいた氏名、住所、経歴、業績等の個人情報については、法令に基づき以下のとおり取り扱いますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 氏名、住所、経歴、業績等の個人情報については認定審査に使用します。
- (2) 氏名、住所、経歴等については医学物理士データベースに登録し、更新認定の通知、医学物理士に関する統計等に使用します。

11 問合せ先

問い合わせは、下記アドレスへのメールのみで受け付けます。

e-mail: jbmp-post@as.bunken.co.jp

認定の可否は申請書類に基づき慎重に審査されます。申請書類のない段階での判断はできませんので、申請前の単位数等に関するお問合せには回答できませんのでご了承ください。